

若松区マスコットキャラクター
わかまっ

5/1
2019
令和元年

わかまつ

編集 若松区役所総務企画課 ☎761・0039 ☎751・6274

●時間は24時間表記。
●料金について記載のない催しは
入場無料(参加無料)。
●はがき・往復はがき・電子申請の
応募方法は11ページを参照。
甲=申し込み 問=問い合わせ
共通=共通の内容 関=市の担当課
ネット=ネット窓口(電子申請)

5月の無料相談

①**交通事故相談** 損害賠償などの相談に交通事故相談員が応じます。10日(金)10～15時。
②**法律相談** 金銭・土地・家屋・相続・親族などの相談に弁護士が応じます。17日(金)13時30分～16時30分。先着12組。
③**人権相談** いじめ・虐待や悩み事などの相談に人権擁護委員が応じます。17日(金)13時30分～16時30分。先着6組。
④**行政相談** 国や県などの業務に対する苦情・要望に行政相談委員が応じます。23日(木)10～15時。
共通 若松区役所で、甲①②③は必要。①は9日までの予約が必要。電話で9～15時30分、交通事故相談所 ☎582・2511へ。※事前に予約が必要。②③は16日8時30分から若松区役所総務企画課 ☎761・0039へ。

5月の保健福祉無料相談

①**精神保健福祉相談、アルコール相**

談 精神科医が応じます。10日(金)・※24日(金)(アルコール相談は※だけ)の13時30分～15時30分。定員各日2組。
②**高齢者・障害者あんしん法律相談** 弁護士が応じます。16日(木)13～17時。対象はおおむね65歳以上の要援護高齢者と家族など。
③**高齢者等住宅相談** 介護の必要な高齢者や障害のある人等のための住まいづくりや住宅改造など。随時。事前に甲が必要。
共通 若松区役所で、甲①は7日(※は21日)、②は13日まで、③は随時、若松区役所「高齢者・障害者相談」コーナー ☎751・4800へ。

肢体不自由者巡回相談事業

補装具に関する相談に応じます。5月15日(木)13～14時、若松区役所で。対象は身体障害者(児)などで肢体不自由の人。定員15人。印鑑と身体障害者手帳が必要。甲5月14日までに若松区役所「高齢者・障害者相談」コーナー ☎751・4800へ。

レディスやはたの無料相談

▶法律相談=5月9日(木)18～20時。定員4人 ▶※家庭の悩み相談=5月15日(木)15～17時。定員2人。共通レディスやはた(八幡東区尾倉二丁目)で。対象は女性。託児(有料)は問を。甲

65歳になったら介護保険料の納め方が変わります

65歳になったばかりの人は、年金天引きが始まるまでの当分の間、介護保険料を区役所から届く納付書で納める必要があります。納め忘れを防ぐために、便利な口座振替をお勧めしています。詳細は若松区役所保健福祉課 ☎761・4046へ。

健康だより

問甲若松区役所健康相談コーナー ☎761・5327

①**離乳食教室**
「離乳のすすめ方」の話と調理実演、試食など。▶離乳開始から0歳7カ月(2回食)の乳児と保護者=5月14日(火)、島郷市民センター(鴨生田二丁目)で ▶おおむね0歳7カ月(2回食)～1歳6カ月の乳児と保護者=5月21日(火)、若松区役所で。①の共通いずれも13時15分～15時30分。母子健康手帳が必要。
②**ほやほや赤ちゃん教室**
赤ちゃんの育て方の講話やベビーマッサージ、交流会など。5月24日(金)13時50分～15時30分、若松区役所で。対象は0歳1～4カ月の乳児と保護者。バスタオルが必要。先着16組。甲5月7日から問先へ。
③**両親学級**
家族で赤ちゃんを迎えるために、夫の役割の話や沐浴実習など。6月9日(日)9時20分～12時、若松区役所で。対象は若松区在住で初めて出産する妊婦、夫など。先着16組。母子健康手帳が必要。甲5月13日から問先へ。

5月8日(※は10日)9～12時に同施設 ☎661・1122へ。

子育て女性就職支援センターの出張相談

専門アドバイザーが応じます。5月28日(火)10時10分～15時10分、子どもの館(黒崎駅西側、コムシティ7階)で。対象は女性の求職者。定員4人。甲電話で5月24日までに福岡県子育て女性就職支援センター ☎533・6637へ。

5月の図書館だより

休館日はいずれも月曜日(6日は除く)と7日(火)～9日(木)・31日(金)。
若松図書館 ☎761・2942
読書会「みらい」 1日(祝)10～12時。
朗読教室 4日(祝)・18日(土)、6月1日(日)の10～12時。
英語でおはなし会 11日(土)14時30分～15時。
母と子の読書会 14日(火)10～12時。
おはなしのこぼこ 16日(木)・23日(木)・30日(木)の10時30分～11時。
読書会「ル・リーブ」 19日(日)10～12時。
子ども絵はがき教室 19日(日)14～16時。先着25人。甲3日から同館へ。
おはなしのじゅうたん 25日(土)14時30分～15時。
大人のための読む・聴く・楽しむ朗読会 26日(日)10～12時。先着20人。甲3日から同館へ。
こどものつどい「工作会」 6月9日(日)14～15時。先着15人。甲5月12日から同館へ。
島郷分館 ☎701・3991
おたのしみ会「ペットボトルで作るちよきんぼこ」 11日(土)10～11時。
成人読書会 16日(木)10～12時。
はじめての絵本おはなし会 18日(土)10時15分～11時。対象は乳幼児と保護者。
子どもと母の読書会 23日(木)10～12時。
のぶちゃんちーちゃんの庭おはなし会 25日(土)10時30分～11時。対象は乳幼児と保護者。

春の交通安全県民運動

5月11日(土)～20日(月)

5月20日(月)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

【運動の重点】

- 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
子どもや高齢者に対する思いやりのある運転に努めましょう。特に、高齢運転者は、運転能力に応じた安全運転を心がけましょう。
- 自転車の安全利用の推進
歩道を通行する際は、歩行者優先です。安全な運転に努めましょう。
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
車に乗る全ての人がシートベルトを正しく着用しましょう。
- 飲酒運転の撲滅
飲酒運転は犯罪です。飲酒運転は「絶対しない、させない、許さない。そして、見逃さない」ことを徹底しましょう。
以上のことなどに気をつけて、交通ルール・マナーを守り交通事故のない若松区を目指しましょう。
問若松区交通安全推進協議会 ☎761・0039へ。

